

三燦会会則改定内容比較表

変更箇所

条項	現行	変更案
第7条（会費）	一般会員は会費として年額 2,000 円を第 1 回学費等の納付時に納入する。	一般会員は会費として年額 2,000 円を第 1 回学費等の納入時に納入する。
第8条（総会）	4.定期総会は、事業報告・決算報告、事業計画案・予算案、常任役員（本会則第 10 条 1 項）の選任、監査役（本会則第 16 条）の選任、その他本会の運営にあたり重要となる事項を決議する。	4.定期総会は、事業報告・決算報告、事業計画案・予算案の承認および、常任役員（本会則第 10 条 1 項）の選任、監査役（本会則第 16 条）の選任、その他本会の運営にあたり重要となる事項を決議する。
	6.総会の開催は、開催日の 2 週間前までに全会員に書面をもって知らせなければならない。	6.総会の開催は、開催日の 2 週間前までに全会員に書面をもって通知しなければならない。
第9条（役員）	2.役員の任期は、原則、その年の定期総会から翌年の定期総会終了までとするが、再任は妨げない。	2.役員の任期は、原則、その年の定期総会から翌年の定期総会終了までとするが、その生徒が退学または卒業するまでの期間は再任を妨げない。
	（条項の追加）	4.会長を除く一般会員については、何らかの事由により兼務が必要である場合、総会での決議をもって兼務できるものとする。また、任期途中で兼務の必要が発生した場合は、常任役員会の決議をもって兼務できるものとする。
第12条（運営本部）	5.副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代行する。 また、副会長は書記並びに会計を兼務することができる。	5.副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代行する。 また、副会長は書記並びに会計を兼務することができる。
	6.会計は総会決議予算に基づき、一切の会計事務を処理する。	6.会計は総会決議予算に基づき、一切の会計事務を行う。
第15条（会計年度および会計）	3.本会の運営に要する費用は、会費・その他の収入によって支出される。	3.本会の運営に要する費用は、会費・その他の収入をもって支弁する。
	5.本会の決算は、監査役（本会則第 16 条）の会計監査を経て総会に報告され、承認を得るものとする。	5.本会の収支決算は毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、その年度末における財産目録とともに、監査役（本会則第 16 条）の会計監査を経て総会に報告され、承認を得るものとする。
第19条（会則の改廃） （条項の追加）		本会会則の改廃は、常任役員会で決議および総会での決議を得たものについてのみ施行されるものとする。